

奈良労働局発表
令和3年1月18日

【照会先】
奈良労働局職業安定部職業対策課
課長 平 久一
障害者雇用担当官 田川 由美
(電話) 0742 (32) 0209 (内線377)

令和2年 奈良県の障害者雇用状況の集計結果

民間企業における実雇用率は2.83%で **2年連続全国第1位**

障害者の雇用促進等に関する法律では、事業主に対し、常時雇用する従業員の一定割合（法定雇用率）以上の障害者を雇用することを義務づけています。

奈良労働局では、同法に基づき、毎年6月1日現在における身体障害者、知的障害者及び精神障害者（以下「障害者」という。）の雇用状況について、雇用義務のある事業主などに報告を求めている。今般、奈良県内の民間企業や公的機関などにおける、令和2年の「障害者雇用状況」の集計結果をとりまとめました。

【集計結果の主なポイント】

＜民間企業＞（法定雇用率 2.2%）

- ・雇用障害者数は2,730.0人と前年より113.5人増加
- ・実雇用率は**2.83%**と前年より0.04ポイント増加
- ・法定雇用率達成企業の割合は**62.5%**と前年より2.7ポイント増加

＜公的機関＞（同 2.5%、都道府県などの教育委員会 は 2.4%）

- ・県及び市町村：雇用障害者数は461.0人、実雇用率は2.43%
- ・県下教育委員会：雇用障害者数は155.5人、実雇用率は1.77%

＜独立行政法人など特殊法人＞（同 2.5%）

- ・雇用障害者数は125.0人と前年より3.0人増加
- ・実雇用率は2.85%と前年より0.01ポイント上昇

<総括>

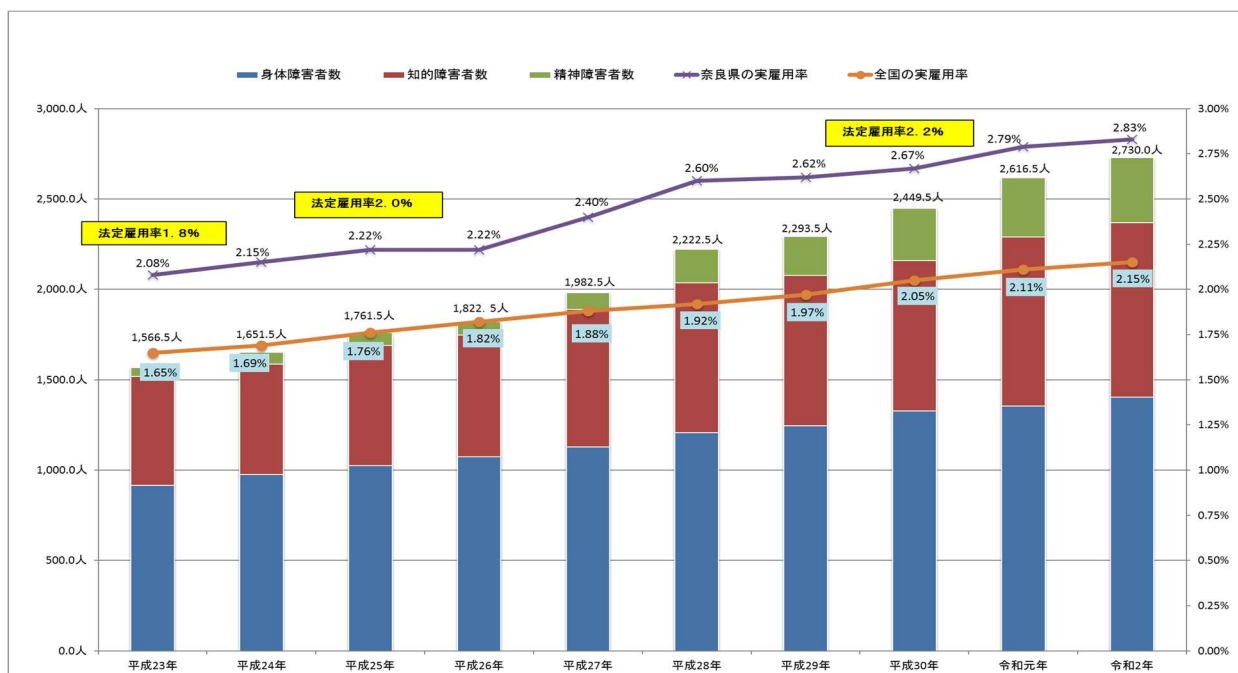
平成30年4月1日から民間企業の法定雇用率は2.2%となっています。

令和2年の民間企業における障害者実雇用率は2.83%（前年2.79%）で6年連続過去最高となり、都道府県別では昨年に続き全国1位となりました。

法定雇用率を達成した企業は424社で前年より30社増え、10年間増加をし続けております。また法定雇用率達成企業割合は62.5%（前年59.8%）となりました。

障害者雇用状況の推移については、奈良県の実雇用率は常に全国平均を上回り、平成18年以降毎年法定雇用率を上回っています。

【障害者雇用の推移】（過去10年間）



※ 民間企業における法定雇用率について、昭和63年から平成10年までは1.6%、平成11年から平成24年までは1.8%、平成25年から平成29年までは2.0%、平成30年からは2.2%となっている。

※ 障害者の数は次に掲げる者の合計数である。

平成18年度以降

- ・身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）
- ・知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）
- ・重度身体障害者である短時間労働者
- ・重度知的障害者である短時間労働者
- ・精神障害者
- ・精神障害者である短時間労働者は0.5人でカウント

平成23年度以降

- ・身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）
- ・知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）
- ・重度身体障害者である短時間労働者
- ・重度知的障害者である短時間労働者
- ・精神障害者
- ・身体障害者である短時間労働者は0.5人でカウント
- ・知的障害者である短時間労働者は0.5人でカウント
- ・精神障害者である短時間労働者は0.5人でカウント

※平成30年以降は精神障害者である短時間労働者であっても、以下①②に該当するものについては、1人分とカウントしている。

- ① 通報年の3年前の年に属する6月2日以降に採用された者であること。
- ② 通報年の3年前の年に属する6月2日より前に採用された者であって、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること。

【概要】

1. 民間企業における雇用状況

◇ 実雇用率は、2.83%	前年より 0.04 ポイント増加
◇ 雇用障害者数は、2,730.0 人	前年より 113.5 人増加
◇ 身体障害者は、1,403.5 人	前年より 47.5 人増加
◇ 知的障害者は、966.0 人	前年より 32.5 人増加
◇ 精神障害者は、360.5 人	前年より 33.5 人増加
◇ 雇用率達成企業の割合は、62.5%	前年より 2.7 ポイント増加
◇ 報告企業は、678 社	前年より 19 社増加

○ 実雇用率、雇用されている障害者の数

法定雇用率 2.2%が適用される一般の民間企業（常用労働者数 45.5 人以上規模企業）数は 678 社（前年は 659 社）となり、雇用されている障害者数は 2,730.0 人（同 2,616.5 人）と増加しています。

奈良県の実雇用率は 2.83%で、前年を上回り、また全国の実雇用率 2.15%を 0.68 ポイント上回りました。

雇用されている障害者 2,730.0 人のうち、身体障害者は 1,403.5 人（前年 1,356.0 人）、知的障害者は 966.0 人（同 933.5 人）、精神障害者は 360.5 人（同 327.0 人）となっています。

○ 法定雇用率達成状況

調査対象企業 678 社のうち、法定雇用率を達成している企業は 424 社で、前年より 30 社増加しており、雇用率達成企業の割合は 62.5%と、前年（59.8%）より 2.7 ポイント増加しています。

○ 企業規模別の状況

企業規模別にみた実雇用率では、45.5～100 人未満規模【2.72%】、100～300 人未満規模【3.36%】、300～500 人未満規模【2.43%】、500～1,000 人未満規模【2.20%】、1,000 人以上規模【2.33%】となっています。

○ 産業別の状況

産業別にみた実雇用率では、製造業【2.44%】、金融業・保険業【2.25%】、宿泊業・飲食サービス業【2.25%】、医療・福祉【4.48%】、複合サービス事業【2.20%】、サービス業【2.52%】の 6 業種で法定雇用率を上回っていますが、農・林・漁業【0.00%】、建設業【0.83%】、電気・ガス・熱供給・水道業【1.69%】、情報通信業【1.41%】、卸売業・小売業【1.98%】、運輸業・郵便業【2.11%】、不動産業・物品賃貸業【1.90%】、学術研究・専門・技術サービス業【1.25%】、生活関連サービス業・娯楽業【1.82%】、教育・学習支援業【1.57%】については法定雇用率に達していません。

2. 県及び市町村等の機関における在職状況

法定雇用率 2.5%が適用される機関（県及び市町村機関）

- ◇ 実雇用率は、2.43% 前年より 0.14 ポイント減少
- ◇ 雇用障害者数は、461.0 人 前年より 20.0 人増加

法定雇用率 2.4%が適用される都道府県等の教育機関

- ◇ 実雇用率は、1.77% 前年より 0.2 ポイント増加
- ◇ 雇用障害者数は、155.5 人 前年より 20.0 人増加

国及び地方公共団体の機関は、障害者を率先垂範して雇用すべき立場にあることから、民間企業よりも高い雇用率が定められています。

県内の地方公共団体における在職状況については、法定雇用率 2.5%が適用される機関（職員数 40.0 人以上規模の機関）では、実雇用率 2.43%（前年は 2.57%）で、報告対象機関のうち、未達成機関は 10 機関となっており、在職している障害者は、身体障害者が 378.5 人、知的障害者が 29.5 人、精神障害者が 53.0 人となっています。

また、法定雇用率 2.4%が適用される機関（職員数 42.0 人以上規模の機関）では、実雇用率 1.77%（前年は 1.57%）で、報告対象機関のうち、未達成機関は 1 機関となっており、在職している障害者は、身体障害者が 141.5 人、知的障害者が 2.0 人、精神障害者が 12.0 人となっています。

3. 特殊法人における雇用状況

- ◇ 実雇用率は、2.85% 前年より 0.01 ポイント増加
- ◇ 雇用障害者数は、125.0 人 前年より 3.0 人増加

法定雇用率 2.5%が適用される一定の特殊法人（常用労働者数 40.0 人以上規模の法人）については、実雇用率が 2.85%（前年は 2.84%）で、すべての報告対象機関が達成しており、在職している障害者は、身体障害者が 57.0 人、知的障害者が 51.0 人、精神障害者が 17.0 人となっています。

◎ 法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者、知的障害者又は精神障害者（精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に限る。）である（なお、平成30年3月まで、精神障害者は雇用義務の対象ではないが、精神障害者保健福祉手帳保持者を雇用している場合は雇用率に算定することができる）。

- | | | |
|---------------|-------|--|
| ○ 民間企業 | …… | <div style="display: inline-block; vertical-align: middle;"> <div style="display: inline-block; vertical-align: middle;"> 一般の民間企業 …………… 2. 2%〔2. 0%〕
 (45.5人〔50人〕以上規模の企業) </div> <div style="display: inline-block; vertical-align: middle;"> 特殊法人等 …………… 2. 5%〔2. 3%〕
 〔労働者数40人〔43.5人〕以上規模の特殊法人、
 独立行政法人、国立大学法人等〕 </div> </div> |
| ○ 国、地方公共団体 | …………… | 2. 5%〔2. 3%〕
(40人〔43.5人〕以上規模の機関) |
| ○ 都道府県等の教育委員会 | …………… | 2. 4%〔2. 2%〕
(42人〔45.5〕以上規模の機関) |

※（ ）内は、それぞれの割合（法定雇用率）によって1人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。

※〔 〕内は、平成30年3月までの値である。

【一般民間企業における雇用率設定基準】

$$\text{障害者雇用率} = \frac{\text{身体障害者、知的障害者及び精神障害者である常用労働者の数} + \text{失業している身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数}}{\text{常用労働者数} + \text{失業者数}}$$

※ 特殊法人、国及び地方公共団体における障害者雇用率は、一般の民間企業の障害者雇用率を下回らない率をもって定めることとされている。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、1人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。

※ ただし、精神障害者である短時間労働者であって、次のいずれかに該当する者については、1人分としてカウントされる。

- ① 通報年の3年前の年に属する6月2日以降に採用された者であること
- ② 通報年の3年前の年に属する6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること

(3) 企業規模別概況

	企業数	法定雇用障害者数の 算定基礎となる労働者数	障害者の数	実雇用率 %	法定雇用率 達成企業の割合 %
計	678 (659)	96,630.0 (93,809.5)	2,730.0 (2,616.5)	2.83 (2.79)	62.5 (59.8)
45.5～ 100人未満	368 (363)	24,263.5 (24,092.0)	659.0 (729.0)	2.72 (3.03)	59.8 (57.9)
100～ 300人未満	252 (238)	38,052.0 (35,575.0)	1,280.0 (1,121.5)	3.36 (3.15)	66.3 (64.3)
300～ 500人未満	25 (26)	8,978.0 (9,289.0)	218.0 (211.0)	2.43 (2.27)	60.0 (50.0)
500～ 1,000人未満	25 (24)	13,536.0 (12,930.5)	298.0 (275.5)	2.20 (2.13)	60.0 (45.8)
1,000人以上	8 (8)	11,800.5 (11,923.0)	275.0 (279.5)	2.33 (2.34)	87.5 (87.5)

※（ ）内は令和元年6月1日現在の数値

(4) 障害者別雇用状況

	障害者数 合計	身体障害者計	重度障害者 (常用労働者)	重度障害者以外 (常用労働者)	重度障害者 (短時間労働者)	重度障害者以外 (短時間労働者)	知的障害者計	重度障害者 (常用労働者)	重度障害者以外 (常用労働者)	重度障害者 (短時間労働者)	重度障害者以外 (短時間労働者)	精神障害者計	常用労働者	短時間労働者	うち特別該当者
計	2,730.0 (2,616.5)	1,403.5 (1,356.0)	341 (327)	577 (545)	81 (92)	127 (130)	966.0 (933.5)	200 (197)	457 (444)	41 (33)	136 (125)	360.5 (327.0)	220 (211)	188 (150)	93 (82)
45.5～ 100人未満	659.0 (729.0)	315.0 (303.0)	76 (69)	132 (137)	15 (15)	32 (26)	274.5 (374.5)	74 (122)	109 (114)	11 (10)	13 (13)	69.5 (51.5)	53 (40)	23 (14)	10 (9)
100～ 300人未満	1,280.0 (1,121.5)	608.5 (587.0)	135 (130)	255 (231)	47 (58)	73 (76)	485.0 (357.0)	104 (53)	215 (200)	20 (14)	84 (74)	186.5 (177.5)	82 (91)	141 (113)	68 (60)
300～ 500人未満	218.0 (211.0)	102.0 (93.0)	23 (21)	45 (39)	6 (6)	10 (12)	80.5 (82.5)	6 (6)	49 (52)	6 (4)	27 (29)	35.5 (35.5)	26 (27)	12 (11)	7 (6)
500～ 1,000人未満	298.0 (275.5)	170.5 (156.0)	44 (39)	72 (65)	8 (8)	5 (10)	85.5 (84.0)	7 (8)	63 (60)	3 (4)	11 (8)	42.0 (35.5)	36 (31)	8 (7)	4 (2)
1,000人以上	275.0 (279.5)	207.5 (217.0)	63 (68)	73 (73)	5 (5)	7 (6)	40.5 (35.5)	9 (8)	21 (18)	1 (1)	1 (1)	27.0 (27.0)	23 (22)	4 (5)	4 (5)

※（ ）内は令和元年6月1日現在の数値

- 注1. 「障害者数合計」は「身体障害者計」、「知的障害者計」及び「精神障害者計」の合計であり、資料1－(3) 企業規模別概況の「障害者の数」に対応している。
2. 「常用労働者」とは、1週間の所定労働時間が30時間以上の者であり、「短時間労働者」とは、1週間の所定労働時間が20時間以上、30時間未満の労働者である。
3. 計算上「重度障害者（常用労働者）」については、1人を2人分と相当するものとしてダブルカウントされ、「身体障害者」及び「知的障害者」の「重度障害者以外（短時間労働者）」並びに「精神障害者」である「短時間労働者」については、1人を0.5人分に相当するものとして0.5カウントされる。ただし、平成30年以降は精神障害者である短時間労働者であっても、以下①②に該当するものについては、1人分とカウントしている。

- ①平成29年6月2日以降に採用された者であること。
- ②平成29年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること。

(5) 産業別概況

	企業数 企業	法定雇用障害者数の 算定基礎となる労働者数 人	障害者の数 人	実雇用率 %	法定雇用率 達成企業の割合 %
計	678 (659)	96,630.0 (93,809.5)	2,730.0 (2,616.5)	2.83 (2.79)	62.5 (59.8)
農,林,漁業	1 (1)	49.0 (48.5)	0.0 (0.0)	0.00 (0.00)	0.0 (0.0)
鉱業,採石業, 砂利採取業	- -	- -	- -	- -	- -
建設業	11 (10)	909.0 (863.0)	7.5 (12.5)	0.83 (1.45)	9.1 (20.0)
製造業	208 (201)	26,891.5 (26,107.5)	656.0 (636.0)	2.44 (2.44)	62.5 (59.7)
電気・ガス・ 熱供給・水道業	1 (1)	118.5 (115.5)	2.0 (1.0)	1.69 (0.87)	100.0 (0.0)
情報通信業	8 (7)	779.0 (711.5)	11.0 (6.0)	1.41 (0.84)	62.5 (28.6)
運輸業,郵便業	33 (35)	4,968.0 (4,808.5)	105.0 (107.5)	2.11 (2.24)	54.5 (57.1)
卸売業,小売業	97 (96)	13,471.0 (13,293.5)	266.5 (251.5)	1.98 (1.89)	55.7 (51.0)
金融業,保険業	7 (7)	3,947.0 (4,061.0)	89.0 (87.5)	2.25 (2.15)	57.1 (42.9)
不動産業,物品賃貸業	13 (10)	2,026.0 (1,688.0)	38.5 (29.0)	1.90 (1.72)	69.2 (70.0)
学術研究, 専門・技術サービス業	10 (7)	722.0 (519.0)	9.0 (9.0)	1.25 (1.73)	60.0 (57.1)
宿泊業,飲食サービス業	20 (17)	2,268.5 (2,057.0)	51.0 (54.0)	2.25 (2.63)	45.0 (64.7)
生活関連サービス業,娯楽業	15 (19)	1,593.0 (1,776.0)	29.0 (28.5)	1.82 (1.60)	60.0 (47.4)
教育,学習支援業	20 (18)	3,221.0 (3,014.5)	50.5 (38.0)	1.57 (1.26)	45.0 (22.2)
医療,福祉	179 (174)	26,646.0 (25,756.5)	1,194.0 (1,134.0)	4.48 (4.40)	73.2 (72.4)
複合サービス事業	1 (1)	2,023.0 (2,175.0)	44.5 (51.0)	2.20 (2.34)	100.0 (100.0)
サービス業	54 (55)	6,997.5 (6,814.5)	176.5 (171.0)	2.52 (2.51)	68.5 (65.5)

※（ ）内は令和元年6月1日現在の数値

(6) 障害者雇用状況の推移

	障害者の数(人)				法定 雇用率 (%)	実雇用率(%)				法定雇用率達成企業の割合(%)			
	奈良県		全国			奈良県		全国		奈良県		全国	
		対前年増減		対前年増減			対前年増減		対前年増減		対前年増減		対前年増減
平成 17 年	1,074	22	269,066	11,127	1.8%	1.79	0.03	1.49	0.03	53.9	1.8	42.1	0.4
18	1,103.5	29.5	283,750.5	14,684.5	1.8%	1.88	0.09	1.52	0.03	54.8	0.9	43.4	1.3
19	1,147.0	43.5	302,716.0	18,965.5	1.8%	1.81	△ 0.07	1.55	0.03	55.2	0.4	43.8	0.4
20	1,180.0	33.0	325,603.0	22,887.0	1.8%	1.85	0.04	1.59	0.04	55.1	△ 0.1	44.9	1.1
21	1,300.0	120.0	332,811.5	7,208.5	1.8%	2.00	0.15	1.63	0.04	57.7	2.6	45.5	0.6
22	1,367.5	67.5	342,973.5	10,162.0	1.8%	2.08	0.08	1.68	0.05	57.1	△ 0.6	47.0	1.5
23	1,566.5	199.0	366,199.0	23,225.5	1.8%	2.08	0.00	1.65	△ 0.03	55.1	△ 2.0	45.3	△ 1.7
24	1,651.0	84.5	382,363.5	16,164.5	1.8%	2.15	0.07	1.69	0.04	59.3	4.2	46.8	1.5
25	1,761.5	110.5	408,947.5	26,584.0	2.0%	2.22	0.07	1.76	0.07	55.8	△ 3.5	42.7	△ 4.1
26	1,822.5	61.0	431,225.5	22,278.0	2.0%	2.22	0.00	1.82	0.06	56.2	0.4	44.7	2.0
27	1,982.5	160.0	453,133.5	21,908.0	2.0%	2.40	0.18	1.88	0.06	58.6	2.4	47.2	2.5
28	2,222.5	240.0	474,374.0	21,240.5	2.0%	2.60	0.20	1.92	0.04	60.4	1.8	48.8	1.6
29	2,293.5	71.0	495,795.0	21,421.0	2.0%	2.62	0.02	1.97	0.05	63.2	2.8	50.0	1.2
30	2,449.5	156.0	534,769.5	38,974.5	2.2%	2.67	0.05	2.05	0.08	57.4	△ 5.8	45.9	△ 4.1
令和 元 年	2,616.5	167.0	560,608.5	25,839.0	2.2%	2.79	0.12	2.11	0.06	59.8	2.4	48.0	2.1
令和 2 年	2,780.0	113.5	578,292.0	17,683.5	2.2%	2.83	0.04	2.15	0.04	62.5	2.7	48.6	0.6

注

障害者の数とは、次に掲げる者の合計である。

- ～平成17年
- ・身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）
 - ・知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）
 - ・重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者

平成18年～

- ・身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）
- ・知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）
- ・精神障害者
- ・重度身体障害者、重度知的障害者又は精神障害者である短時間労働者（精神障害者が短時間労働者は0.5カウント）

平成23年～

- ・身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）
 - ・知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）
 - ・精神障害者
 - ・重度身体障害者、重度知的障害者、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者（重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者は0.5カウント）
- ※ 平成30年以降は、精神障害者である短時間労働者であっても、次のいずれかに該当する者については、1人分とカウントしている。

①通報年の3年前の年に属する6月2日以降に採用された者であること

②通報年の3年前の年に属する6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること

2 地方公共団体における在職状況

(1) 概況

	①機関数	②法定雇用障害者数の 算定基礎となる職員数	③障害者の数	④実雇用率	⑤法定雇用率達 成機関の数	⑥法定雇用率 達成機関の割合
地方公共団体 [2.5%]	機関 46 (47)	人 19,000.5 (17,158.5)	人 461.0 (441.0)	% 2.43 (2.57)	機関 36 (39)	% 78.3 (83.0)
教育委員会 [2.4%]	機関 2 (2)	人 8,801.0 (8,636.0)	人 155.5 (135.5)	% 1.77 (1.57)	機関 1 (0)	% 50.0 (0.0)

(2) 障害者別雇用状況

	①障害者数 合計	②身体障害者計		③知的障害者計		④精神的障害者計		⑤障害者 c. 常勤職員		⑥障害者 d. 短時間職員		e. dの内、注5に 該当
		a. 重度障害者 (常勤職員)	b. 重度障害者以外 (常勤職員)	c. 重度障害者 (短時間職員)	d. 重度障害者以外 (短時間職員)	a. 重度障害者 (常勤職員)	b. 重度障害者以外 (常勤職員)	c. 重度障害者 (短時間職員)	d. 重度障害者以外 (短時間職員)			
地方公共団体 [2.5%]	461.0 (441.0)	378.5 (386.5)	111 (116)	151 (149)	3 (4)	5 (3)	29.5 (25.5)	1 (1)	26 (22)	1 (1)	53.0 (29.0)	2 (0)
教育委員会 [2.4%]	155.5 (135.5)	141.5 (124.5)	39 (36)	62 (49)	1 (1)	1 (5)	2.0 (2.0)	0 (0)	2 (2)	0 (0)	12.0 (9.0)	1 (0)

(1) 概況について

注1 2 (1) ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数（旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数）を除いた職員数である。

2 ()内は令和元年6月1日現在の数値である。なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

(2) 障害者別雇用状況について

注1 ①欄の「障害者の数」とは②③④の計である。

2 ②③a欄の重度障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしており②③欄の計を算出するに当たりダブルカウントとしている。

3 ②③d欄の重度以外身体障害者及び知的障害者並びに④e欄（注5参照）に該当しない精神障害者である短時間職員等については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、算出するに当たり0.5カウントとしている。

4 ②③のa、b欄及び④のc欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の職員等であり、②③のc、d欄及び④のd欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の職員等である。

5 ④e欄の職員とは、精神障害者である短時間勤務職員等であつて、次のいずれかに該当する者である。

①平成29年6月2日以降に採用された者であること。

②平成29年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること。

6 ()内は令和元年6月1日現在の数値である。

なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

3 特殊法人における障害者雇用状況

(1) 概況

	①機関数	②法定雇用障害者数の 算定基礎となる労働者数	③障害者の数	④実雇用率	⑤法定雇用率達 成機関の数	⑥法定雇用率 達成法人の割合
	人	人	人	%	機関	%
特殊法人 [2.5%]	6 (6)	4,391.0 (4,300.5)	125.0 (122.0)	2.85 (2.84)	6 (6)	100.0 (100.0)

(2) 障害者別雇用状況

(2) 障害者別雇用状況		①障害者数 合計		②身体障害者計				③知的障害者計				④精神障害者計				e. dの内、注5に 該当	
				a. 重度障害者 (常勤労働者)	b. 重度障害者以外 (常勤労働者)	c. 重度障害者 (短時間労働者)	d. 重度障害者以外 (短時間労働者)	a. 重度障害者 (常勤労働者)	b. 重度障害者以外 (常勤労働者)	c. 重度障害者 (短時間労働者)	d. 重度障害者以外 (短時間労働者)	a. 重度障害者 (常勤労働者)	b. 重度障害者以外 (常勤労働者)	c. 重度障害者 (短時間労働者)	d. 重度障害者以外 (短時間労働者)		
特殊法人 [2.5%]		125.0 (122.0)	57.0 (55.0)	16 (17)	24 (20)	1 (0)	0 (2)	51.0 (53.0)	10 (9)	31 (34)	0 (1)	0 (0)	17.0 (14.0)	17 (14)	0 (0)	0 (0)	

(1) 概況について

注1 3 (1) ②欄「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数（身体障害者、知的障害者及び精神障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数）を除いた労働者数である。

2 ()内は令和元年6月1日現在の数値である。なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

(2) 障害者別雇用状況について

注1 ①欄の「障害者の数」とは②③④の計である。

2 ②③a欄の重度障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしており②③欄の計を算出するに当たりダブルカウントとしている。

3 ②③d欄の重度以外身体障害者及び知的障害者並びに④e欄(注5参照)に該当しない精神障害者である短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、算出するに当たり0.5カウントとしている。

4 ②③のa、b欄及び④のc欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、②③のc、d欄及び④のd欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。

5 ④e欄の労働者とは、精神障害者である短時間勤務労働者であって、次のいずれかに該当する者である。

①平成29年6月2日以降に採用された者であること。

②平成29年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること。

6 ()内は令和元年6月1日現在の数値である。

なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

4 民間企業における都道府県別障害者雇用率・法定雇用率達成企業割合の状況

都道府県名	実雇用率		法定雇用率達成企業割合		法定雇用率達成企業の数		
	(%)	対前年増減	(%)	対前年増減	達成企業	企業全体	
全国	2.15	0.04	48.6	0.6	49,956	/	102,698
北海道	2.35	0.08	50.9	0.5	1,900	/	3,734
青森県	2.30	0.01	54.1	△ 1.0	536	/	991
岩手県	2.28	0.01	57.0	0.4	582	/	1,021
宮城県	2.17	0.06	51.4	1.0	786	/	1,529
秋田県	2.25	0.11	63.8	3.4	491	/	769
山形県	2.11	0.02	53.6	0.4	508	/	947
福島県	2.16	0.05	55.7	1.0	811	/	1,456
茨城県	2.19	0.05	52.1	1.7	853	/	1,637
栃木県	2.18	0.11	57.4	1.1	732	/	1,276
群馬県	2.16	0.02	56.6	0.6	887	/	1,567
埼玉県	2.30	0.08	49.5	0.7	1,729	/	3,494
千葉県	2.12	0.01	51.9	0.3	1,362	/	2,626
東京都	2.04	0.04	32.5	0.5	7,049	/	21,680
神奈川県	2.13	0.04	47.4	0.9	2,280	/	4,815
新潟県	2.17	0.05	59.0	1.2	1,160	/	1,966
富山県	2.13	0.05	56.9	0.8	601	/	1,057
石川県	2.35	0.07	56.4	△ 0.3	621	/	1,101
福井県	2.44	0.09	58.9	1.8	435	/	739
山梨県	2.05	0.02	56.2	0.2	349	/	621
長野県	2.25	0.08	58.8	0.7	1,009	/	1,715
岐阜県	2.17	0.00	54.5	△ 0.8	880	/	1,616
静岡県	2.19	0.04	52.3	0.6	1,603	/	3,064
愛知県	2.08	0.06	47.2	1.0	3,027	/	6,407
三重県	2.28	0.02	59.0	0.7	722	/	1,224
滋賀県	2.29	0.01	56.2	0.5	497	/	885
京都府	2.24	0.01	53.1	0.5	1,005	/	1,893
大阪府	2.12	0.04	43.8	0.7	3,674	/	8,396
兵庫県	2.21	0.05	50.9	△ 0.1	1,771	/	3,481
奈良県	2.83	0.04	62.5	2.7	424	/	678
和歌山県	2.53	0.07	61.6	△ 0.5	380	/	617
鳥取県	2.37	0.09	63.0	4.4	298	/	473
島根県	2.59	0.10	68.0	△ 1.5	395	/	581
岡山県	2.44	△ 0.01	53.6	0.8	789	/	1,471
広島県	2.25	0.07	49.0	0.9	1,155	/	2,356
山口県	2.61	0.02	58.6	1.0	561	/	958
徳島県	2.22	△ 0.04	62.7	1.9	326	/	520
香川県	2.08	0.03	55.7	0.0	486	/	873
愛媛県	2.29	0.07	52.8	△ 0.9	557	/	1,055
高知県	2.40	0.04	62.7	1.2	334	/	533
福岡県	2.18	0.06	52.8	2.2	2,086	/	3,954
佐賀県	2.65	0.04	68.9	0.2	417	/	605
長崎県	2.61	0.07	62.7	1.4	638	/	1,017
熊本県	2.35	0.03	58.9	2.0	758	/	1,288
大分県	2.55	△ 0.03	60.8	△ 1.5	531	/	874
宮崎県	2.52	0.07	63.6	0.6	538	/	846
鹿児島県	2.44	0.04	62.0	1.6	792	/	1,278
沖縄県	2.74	0.08	62.2	2.9	631	/	1,014

県及び市町村等地方公共団体・特殊法人の状況
(1) 法定雇用率2.5%が適用される地方公共団体

機関名	①法定雇用障害者数の 算定基礎となる職員数	②障害者の数	③実雇用率	④不足数	備考
奈良県	4,040.5	105.5	2.61%	0.0	特例認定あり(注4)
奈良県警察本部	396.5	12.0	3.03%	0.0	
南和広域医療企業団	343.5	8.5	2.47%	0.0	
奈良市	2,712.5	55.5	2.05%	11.5	
大和高田市	779.0	19.0	2.44%	0.0	特例認定あり(注4)
大和郡山市	875.5	21.0	2.40%	0.0	特例認定あり(注4)
天理市	657.0	18.0	2.74%	0.0	特例認定あり(注4)
橿原市	890.5	26.5	2.98%	0.0	特例認定あり(注4)
桜井市	602.5	14.0	2.32%	1.0	(注6)
五條市	626.5	10.0	1.60%	5.0	特例認定あり(注4)
御所市	477.0	8.0	1.68%	3.0	特例認定あり(注4)
生駒市	999.5	18.0	1.80%	6.0	特例認定あり(注4)
香芝市	472.0	12.0	2.54%	0.0	特例認定あり(注4)
葛城市	252.0	6.0	2.38%	0.0	
宇陀市	650.0	17.0	2.62%	0.0	特例認定あり(注4)
山添村	73.0	1.0	1.37%	0.0	
平群町	231.5	7.0	3.02%	0.0	
三郷町	236.0	6.0	2.54%	0.0	
斑鳩町	208.0	4.0	1.92%	1.0	
安堵町	106.5	3.0	2.82%	0.0	
川西町	77.5	3.0	3.87%	0.0	
三宅町	84.0	2.0	2.38%	0.0	
田原本町	265.0	7.0	2.64%	0.0	特例認定あり(注4)
曾爾村	48.5	1.0	2.06%	0.0	
御杖村	54.5	1.0	1.83%	0.0	
高取町	83.0	3.0	3.61%	0.0	
明日香村	89.0	3.0	3.37%	0.0	
上牧町	265.0	4.0	1.51%	2.0	特例認定あり(注4)
王寺町	162.0	5.0	3.09%	0.0	
広陵町	324.0	8.0	2.47%	0.0	特例認定あり(注4)
河合町	227.5	13.0	5.71%	0.0	特例認定あり(注4)
吉野町	140.0	4.0	2.86%	0.0	
大淀町	235.5	4.0	1.70%	1.0	特例認定あり(注4)(注5)
下市町	145.5	2.0	1.37%	1.0	
黒滝村	42.0	1.0	2.38%	0.0	
天川村	64.0	2.0	3.13%	0.0	
十津川村	167.0	4.0	2.40%	0.0	特例認定あり(注4)
下北山村	54.0	1.0	1.85%	0.0	
上北山村	44.0	1.0	2.27%	0.0	
川上村	61.0	1.0	1.64%	0.0	
東吉野村	94.0	4.0	4.26%	0.0	
奈良市企業局	199.5	5.0	2.51%	0.0	
国保中央病院組合	156.0	2.0	1.28%	1.0	
桜井市教育委員会	91.0	2.0	2.20%	0.0	
葛城市教育委員会	118.5	5.0	4.22%	0.0	
王寺町教育委員会	79.0	1.0	1.27%	0.0	

注1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。

2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントしている。
また、短時間勤務職員である重度身体障害者及び重度知的障害者、短時間職員である精神障害者(平成29年6月2日以降に採用された者又は平成29年6月2日より前に採用され、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者)については1人を1カウントとしている。
さらに、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。

3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。

したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

4 注4の機関は、特例認定を受けている。

特例認定とは、地方公共団体の機関(A)及び当該A機関と人的関係が緊密である等の機関(B)の申請に基づき、厚生労働大臣の認定を受けた場合に、当該B機関に勤務する職員を当該A機関に勤務する職員とみなすものである。

5 大淀町においては、10月1日時点において、障害者数5.0人、実雇用率2.12%、不足数0.0人となっている

6 桜井市においては、12月1日時点において、障害者数15.0人、実雇用率2.49%、不足数0.0人となっている

【特例認定一覧】

認定機関(A)	適用年月日	みなされることとなる機関(B)		
奈良県	平成15年4月1日	奈良県水道局	奈良県監査委員事務局	奈良県人事委員会事務局
		奈良県労働委員会事務局	奈良県収用委員会事務局	
大和高田市	平成23年5月31日	大和高田市教育委員会		
大和郡山市	平成14年12月27日	大和郡山市教育委員会		
橿原市	令和2年3月2日	橿原市教育委員会	橿原市上下水道部	
天理市	平成22年7月5日	天理市教育委員会		
五條市	平成22年5月31日	五條市教育委員会		
御所市	平成23年11月22日	御所市教育委員会		
生駒市	平成15年3月17日	生駒市教育委員会		
香芝市	平成15年12月19日	香芝市教育委員会		
宇陀市	平成18年3月13日	宇陀市教育委員会		
田原本町	平成16年1月15日	田原本町教育委員会		
上牧町	平成26年7月11日	上牧町教育委員会		
河合町	平成17年7月25日	河合町教育委員会		
広陵町	平成16年6月28日	広陵町教育委員会		
大淀町	平成21年8月18日	大淀町教育委員会		
十津川村	平成14年12月20日	十津川村教育委員会		

(2) 法定雇用率2.4%が適用される県下教育委員会

	①法定雇用障害者数の算定基礎となる職員数	②障害者の数	③実雇用率	④不足数	備考
奈良県教育委員会	8,145.0	139.0	1.71	56.0	
奈良市教育委員会	656.0	16.5	2.52	0.0	

注1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。

2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントしている。

また、短時間勤務職員である重度身体障害者及び重度知的障害者、短時間職員である精神障害者(平成29年6月2日以降に採用された者又は平成29年6月2日より前に採用され、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者)については1人を1カウントとしている。
さらに、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。

3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。

したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

(3) 法定雇用率2.5%が適用される特殊法人

	①法定雇用障害者数の算定基礎となる労働者数	②障害者の数	③実雇用率	④不足数	備考
国立大学法人 奈良先端科学技術大学院大学	382.0	9.0	2.36	0.0	
国立大学法人 奈良女子大学	327.0	10.0	3.06	0.0	
国立大学法人 奈良教育大学	207.5	5.0	2.41	0.0	
公立大学法人 奈良県立医科大学	1,960.0	64.0	3.27	0.0	
地方独立行政法人 奈良県立病院機構	1,467.5	36.0	2.45	0.0	
公立大学法人 奈良県立大学	47.0	1.0	2.13	0.0	

注1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者、知的障害者及び精神障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。

2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間労働者以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントしている。

また、短時間労働者である重度身体障害者及び重度知的障害者、短時間労働者である精神障害者(平成29年6月2日以降に採用された者又は平成29年6月2日より前に採用され、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者)については1人を1カウントとしている。
さらに、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。

3 ④欄の「不足数」とは、①欄の労働者数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。

したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。